

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u> <u>大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び 2 次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</u></p> <p>しかし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、<u>東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① <u>東海地震の地震防災対策強化地域内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の警戒宣言時の対応について</u> ア <u>業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、系統金融機関において、事業所等の窓口における業務は普通預貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預貯金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、</u></p>	<p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u> <u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u></p> <p>ただし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、<u>南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>① <u>事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</u> ア <u>業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所の窓口における業務は普通預貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預貯金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>同地の<u>日銀支店長</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に<u>警戒宣言</u>が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、系統金融機関において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の<u>日銀支店長</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>エ その他</p> <p>a <u>警戒宣言</u>が解除された場合には、系統金融機関において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>b（略）</p> <p>② <u>当該強化地域外に事業所を置く系統金融機関の警戒宣言時の対応</u>について</p> <p>ア 業務時間中に<u>警戒宣言</u>が発せられた場合には、系統金融機関において、<u>地震防災対策強化地域内</u>にある系統金融機関の本所・本店、支所・支店（事務所）等向けの手形取立等の手形交換業務については、</p>	<p>要請する。ただし、この場合であっても、同地の<u>日本銀行本支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に<u>巨大地震警戒</u>が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、系統金融機関において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の<u>日本銀行本支店</u>や警察等と緊密な連絡を取りながら、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預貯払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>エ その他</p> <p>a <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置</u>が解除された場合には、系統金融機関において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>b（略）</p> <p>② <u>事前避難対象地域外に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応</u>について</p> <p>ア 業務時間中に<u>巨大地震警戒</u>が発表された場合には、系統金融機関において、<u>事前避難対象地域内</u>にある系統金融機関の本所・本店、支所・支店（事務所）等<u>の事業所</u>向けの手形取立等の手形交換業務につ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。</p> <p>イ 系統金融機関において、<u>地震防災対策強化地域</u>内の本所・本店、支所・支店（事務所）等が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった<u>当該強化地域外</u>の本所・本店及び支所・支店（事務所）については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>いは、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。</p> <p>イ 系統金融機関において、<u>事前避難対象地域</u>内の本所・本店、支所・支店（事務所）等<u>の事業所</u>が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった<u>事前避難対象地域外</u>の本所・本店及び支所・支店（事務所）<u>等の事業所</u>については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和4年3月31日から適用する。